

新型コロナウイルスワクチン接種業務不正請求事案に係る 調査委員会による最終報告について

令和5年12月5日の環境福祉委員会で報告しましたとおり、日本トータルテレマーケティング株式会社（以下「NTM」という。）が設置した調査委員会による中間報告において、NTMによる本市への不正請求が確認されました。

中間報告を受けて判明した不正請求分は既に本市に返還（約8.7億円）させましたが、中間報告には、本市が認識していた不正疑いに係る内容が含まれていないことから、NTMに対しては、引き続き疑念の解消を厳しく求めるなど、市会決議も踏まえ、全容解明に向けて取り組んできました。

この度、NTMから、新たな不正請求が発覚するとともに、これまで2名の社員の不正とされていたものが、幹部が黙認する中で、新たに複数の社員が不正に関与していたことが認定されたとの調査委員会の最終報告があった旨、3月19日に説明があり、その後、3月27日に謝罪と同社の今後の対応について記者会見が実施されましたので、その概要及び本市の対応について御報告します。

1 NTMからの報告の概要

(1) 最終報告の概要（詳細は別添資料参照）

ア 調査委員会は次の3項目を調査しており、①について一定調査が終了したため、令和5年11月に中間報告を行ったが、中間報告後に調査委員会に対して、新たな不正の情報が寄せられたため、①の調査が継続された。

<NTMにおける第三者調査委員会の概要>

事案の重大性に鑑み、不正請求の全貌と経過を明らかにするため、利害関係を有しない外部の弁護士を委員として構成する調査委員会を設置。

【調査項目】

- ① 本件業務における京都市に対する過大請求その他の不正等に係る事実関係の解明
- ② NTMの同種業務における類似の過大請求等の有無の調査
- ③ 原因の究明及び再発防止策の提言

イ 調査継続の結果、中間報告で報告されていた不正請求に加え、新たに令和4年9月～12月分として約5,200万円、令和3年2月～令和4年8月分として約700万円の計約5,900万円のタイムシートの偽造等による更なる不正請求が判明した。

ウ 中間報告では、副本部長C及び現場責任者Dのみが書類の偽造等を行ったと認定されていたが、中間報告後の調査により、執行役員で本部長であるA及び副本部長Bが、不正請求を認識していながらC及びDの隠蔽を黙認していたこと、本市の調査に対して虚偽の説明を重ねていたことがわかった。

また、その他の関係社員についても虚偽資料の作成であることを認識しているにも関わらず、資料作成を行っていたことなど、新たに複数の者による隠蔽や関与が認定された。

エ さらに、本市以外の自治体から受託した事業についても水増し請求されている可能性が発覚した。

オ NTMの複数の関係者は、調査委員会の調査に対しても虚偽の説明を行ったほか、中間報告後は調査に対して非協力的になったことから、調査委員会としては、これ以上の調査は困難であると判断し、②の調査は中止し、①③についてとりまとめ、最終報告された。

カ 最終報告における不正請求額

A 最終報告	B 中間報告	差 (A-B)
857,182,064 円 (税込:942,900,270 円)	797,417,584 円 (税込:877,159,342 円)	59,764,480 円 (税込:65,740,928 円)

※調査委員会の最終報告における算定であり、最終的な返還額とは異なる場合がある。

(2) NTMの対応について

ア 今回新たに判明した不正請求については、調査委員会の算定内容をNTMで改めて確認のうえ京都市に報告し、全額を返還する。

イ 現在の代表取締役社長から代表権を解き、取締役社長とし、新たに代表取締役副社長をトップとした新体制において不正の清算のためのチームである「信頼回復推進室」(株博報堂プロダクツ執行役員が出向して責任者に着任。(株博報堂プロダクツの社員や外部の弁護士、会計士が参加を予定)を設置する。

ウ 同室において、1年間を目途に、全国の自治体から受託した新型コロナ関連事業における過大請求の有無を再点検していく。また、社内のコンプライアンスの確立及び内部統制の強化にも取り組む。

エ 調査委員会に虚偽の説明をした幹部社員については、全ての役職を解く。

2 NTMによる記者会見の概要(令和6年3月27日実施)

(1) 出席者

NTM 森取締役社長、境代表取締役副社長ほか1名

調査委員会 垣内委員長ほか1名

(2) NTMの主な発言内容(「1 NTMからの報告の概要」に係る部分を除く。)

ア 京都市に対して、信頼を裏切り、多大な御迷惑をかけたことについて、深くお詫びする。さらに、命と健康を守る公共の事業において重大な問題を生じさせ、京都市民をはじめ国民の皆様方に御迷惑をかけたことについて、重ねてお詫びする。

イ 過大請求が発生した原因は、単価契約と総価契約の誤解であったが、それを隠蔽したことが不正であった。

ウ 幹部社員も含めた社内におけるコンプライアンスの意識が欠如していたことが原因である。また、調査委員会への虚偽の供述や調査に消極的であったことについて、真摯に受け止めざるを得ない。不正の発覚を免れようとしていたと受け止められても仕方ないと思う。

エ 返還に向けた計画については、今後、「信頼回復推進室」による精査の上で、京都市に返還額について協議し、速やかに返還したい。

オ 社長の辞任も含めた判断については、全ての事業の再点検を終えた段階で検討する。

3 本市の対応

- (1) 最終報告において、本市に対する不正請求に関する調査について、調査委員会は、かなり網羅的かつ詳細に調査を行ったと聞いていることから、NTMに対して、本市が委託した全期間について、適正な請求金額を根拠資料とあわせて速やかに報告するよう求めており、本市においてもその内容を精査し、最終的な不正請求額を確定のうえ、遅延損害金も含めて返還させる。
- (2) NTMの不正請求については、既に刑事告訴をし、捜査が進められている状況にあることから、引き続き京都府警の捜査に全面的に協力する。